

大田区職員定数条例改正（案）

総務財政委員会
令和3年2月26日・3月1日
企画経営部 資料3-1番
所管 経営改革担当課長

| 区分 | | 現行定数 | | 改正案定数 | | 増減数 | 主な配分分野 |
|-----|------------------------|-------|---|-------|---|------|---|
| (1) | 区長の事務部局の職員 | 3,826 | 人 | 3,839 | 人 | 13 増 | <p>(主な増) 情報政策の推進、公共施設整備調整対応、障がい者活躍推進事務対応、感染症等危機管理執行体制強化、スポーツ推進事業対応、区民情報系システム更改対応、産業交流施設対応、地域共生社会推進対応、生活保護世帯数対応、新型コロナウイルス感染症対応、健康事業事務強化、子ども家庭支援センター予防的支援強化、保育園指導検査体制強化、保育園等医療的ケア体制強化、用途地域見直し対応、空家対策事務対応、鉄道・都市づくり体制強化、自転車利用総合計画推進、水防体制強化、水防資機材センター対応、無電柱化推進対応、ブロック塀・道路監察業務等強化 等</p> <p>(主な減) 児童館業務委託、保育園民営化 等</p> |
| (2) | 議会の事務部局の職員 | 19 | 人 | 19 | 人 | 0 | |
| (3) | 教育委員会の事務部局の職員 | 144 | 人 | 154 | 人 | 10 増 | <p>(主な増) 教育施設整備対応、区立学校における感染症対策対応、指導課事業企画担当係長新設、学校ICT化推進対応 教育センター執行体制強化 等</p> |
| (4) | 教育委員会の所管に属する学校の事務部局の職員 | 123 | 人 | 100 | 人 | 23 減 | <p>(主な減) 退職不補充（警備・用務）</p> |
| (5) | 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 13 | 人 | 13 | 人 | 0 | |
| (6) | 監査委員の事務部局の職員 | 10 | 人 | 10 | 人 | 0 | |
| 合計 | | 4,135 | 人 | 4,135 | 人 | 0 | |

<<<新旧対照表(案)>>>

○大田区職員定数条例

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 大田区職員定数条例 昭和50年3月31日 条例第28号 | 大田区職員定数条例 昭和50年3月31日 条例第28号 |
| 改正 平成29年3月13日 平成30年3月12日 第26号 第26号 平成31年3月8日 令和3年##月##日 第1号 第##号 (定義) | 改正 平成29年3月13日 平成30年3月12日 第26号 第26号 平成31年3月8日 第1号 (定義) |
| 第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員(副区長及び教育長を除く。)をいう。 (職員の定数) | 第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員(副区長及び教育長を除く。)をいう。 (職員の定数) |
| 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長の事務部局の職員 <u>3,839人</u> (2) 議会の事務部局の職員 19人 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>154人</u> (4) 教育委員会の所管に属する学校の事務部局の職員 <u>100人</u> (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 13人 (6) 監査委員の事務部局の職員 10人 合計 4,135人 (以下略) | 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長の事務部局の職員 <u>3,826人</u> (2) 議会の事務部局の職員 19人 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>144人</u> (4) 教育委員会の所管に属する学校の事務部局の職員 <u>123人</u> (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 13人 (6) 監査委員の事務部局の職員 10人 合計 4,135人 (以下略) |
| 付 則 (令和3年##月##日条例第##号) <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> | |